高崎芸術劇場安全における留意事項（2026.2 改正）

2026.2.13
舞台技術課

（前提条件）
※労働安全衛生法に則った作業方法・作業員の配置をお願いします。
※作業時はヘルメットを着帽、高所作業は墜落制止用器具を装着すること。（安全靴推奨）

＜舞台上作業＞
●吊物機構を可動させる作業時並びに大道具等の設置作業時はヘルメットを着帽すること。
関係者の作業現場立ち入りも同様です。また、ヘルメットは正しい方法で装着すること。
●着帽解除は、劇場スタッフまたは現場監督の指示のもと行う。

＜高所作業＞
●高所・スノコ作業には必ずヘルメットの着帽と墜落制止用器具を装着すること。
※6.75m 以上の箇所ではフルハーネス型の墜落制止用器具を着用すること。
●すのこ作業時、ポケット内の不要物、落下防止未対策工具は持込禁止とする。
●高所作業車の作業床に人を乗せたまま操作・運転するのは禁止とする。
●メンテナンス通路・ギャラリーでの作業はヘルメットを着帽すること。
●大劇場フロントサイドスポットルーム内では、ヘルメットと墜落制止用器具を装着すること。
●脚立作業時は必ずヘルメットを着帽する。脚立天板に乗る・またぐ作業行為は禁止とする。

＜足場作業＞
●足場の組立・解体作業を行う場合は、「足場作業等 作業届」に記入し、高崎芸術劇場 舞台技術課へ届出ること。

＜作業着・作業靴に関して＞
●舞台作業時の事故防止を目的とした適切な物を着用する。（舞台装置等に干渉しないものを推奨）
●重量物の組立・解体・途中変更作業の際には安全靴の着用を推奨する。
●古典芸能舞台作業での足袋雪駄着用時には、重量物や落下物、鋭利物に十分注意する。

<その他>
●転倒や事故につながる可能性があるため、客席の椅子や壁に舞台道具や工具を置かないこと。
●使用済みの釘・木ネジなどは床面に置いたままにせず、必ず回収・廃棄すること。
●大道具等は指定された箇所以外には立てかけないようにすること。

高崎芸術劇場足場の組み立て等　作業届

高崎芸術劇場
館長

届出者　住所〒 ＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団体・企業名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

高崎芸術劇場にて上記公演における足場の組み立て、及び解体等を行いますので届出致します。
作業にあたり厚生労働省制定による労働安全衛生法に基づき「足場の組み立て等作業主任者技能講習」「足場の組み立て等作業従事者特別教育」を終了したものが実施いたします。
なお、実施にあたり、ホール係員と事前打合せを行い、安全等に留意し作業を行います。

催し物名	
作業場所	高崎芸術劇場　　（大劇場・スタジオシアター・その他：　　）
日時	令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時　　分～　　時　　分
作業内容	※別紙図面添付

ホール注記　：　高所作業時は、持参の墜落制止用器具・ヘルメットの装着をお願いします

	氏名	修了証番号	修了証発行日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

高崎芸術劇場　〒370-0841　群馬県高崎市栄町 9-1
TEL:027-321-7303　FAX　027-321-7305　Email　gekijo_stage@takasaki-foundation.or.jp